

震災復興と区画整理

石見良太郎

非常時には平常時における体質がもつとも、顕著に現れる。今回の震災復興区画整理の動きを見てまず感じたことはこれまで、まちづくりの住民運動によって指摘してきた区画整理の問題が、増幅されたかたちであらわれているのだ。

一 区画整理問題の構図

まず、通常の区画整理における問題を確認しておこう。区画整理が都市計画の一つの手法として活用されることから生ずる本質的な問題である。

区画整理は都市計画の母と呼ばれ、わが国の都市計画の中心的手法をなしてきただ。しかし、区画整理が即、都市計画の手法であるのではない。本来、区画整理の目的には、地主が開発利益の獲得を目指す共同の営利事業である。こ

たがって、区画整理の本質的問題は区画整理が、都市計画として強制されるという構造の中に見いだされる。ちなみに、こうした都市計画としての区画整理がはじめて制度化されたのは、一九一九年、旧都市計画法が制定されたときであった。

区画整理は、土地を資産的目的で所有する土地所有者にとっては、きわめて合理的な手法である。しかし、そこに住まいを建てたり、生業を営んだりするために土地を所有している生存権的な土地所有者に強制されたとき、区画整理は、一つの不条理に転化する。たとえば、減歩は生活基盤の縮小に直結し、区画整理の追求する土地利用の高度化は、生活環境の悪化をもたらすことがしばしばある。

一つは、区画整理に内在する原理＝資本原理とまちづくりとの矛盾である。最大の開発利益を実現することが、区画整理の第一義的目的である。このため

の区画整理が都市計画の中に包摂され、はじめて区画整理は都市計画手法になる。もう少し具体的にいえば、公権力が都市計画の目的を実現するために、区画整理を土地権利者に強制しうるようなくみが都市計画制度の中に入り入れられたとき、當利を目的とした区画整理が都市計画手法に転化するわけである。したがって、区画整理の本質的問題は区画整理が、都市計画として強制されるという構造の中に見いだされる。ちなみに、こうした都市計画としての区画整理がはじめて制度化されたのは、一九一九年、旧都市計画法が制定されたときであった。

区画整理は、土地を資産的目的で所有する土地所有者にとっては、きわめて合理的な手法である。しかし、そこに住まいを建てたり、生業を営んだりするために土地を所有している生存権的な土地所有者に強制されたとき、区画整理は、一つの不条理に転化する。たとえば、減歩は生活基盤の縮小に直結し、区画整理の追求する土地利用の高度化は、生活環境の悪化をもたらすことがしばしばある。

個々人の、生活基盤、生活環境の向上ということだが、まちづくりの第一義的な目的にはかかるならないが、とするならば、区画整理はまちづくりと根源的に対立するといえよう。まちづくりがめざすのは、生活手段としての土地の使用価値の向上であり、区画整理がめざすのはその資産価値の増大であるからである。

なお、区画整理では、土地所有権の組替えという、高度な共同性が実践される。これは、もともと合理的な土地利用を実現するために、事業に参加する土地所有者の土地所有権の境界をすべて取り扱い、いわば共有のもとに置く行為であり、最終的には換地を通じて、再び個々人の私的所有権の下に返されるが——そこには、他の都市計画手法にみられない高度な、ラディカルな共同性を見ることができる。まちづくりにおいては、こうした共同性は不可欠であるが、その目的がまさに先に指摘した、開発利益の獲得に置かれている点で、限界があるのである。たとえば、区画整理審議会の権限は土地財産権に係る事項、つまり換地に関わるものに限定されており、土地利用計画の策定など、まちづくりに関わる権限はない。また、借家権者は、土地の資産価値の引き上げには関与しないがゆえに、区画整理審議会から排除される。

区画整理問題のもう一つの位相は、都市計画それ自体の問題である。

都市計画が、住民の求めるそれではないことがしばしば生じる。その原因として、一般的に指摘されるのは住民参加の不在という点である。しかし、問題の本質はもつと根深いところにあるように思われる。現在の都市計画思考を支配している、いわゆる近代都市計画のパラダイムである。

「ここで近代都市計画について論じる余裕はないが、その本質はル・コルビュジエの、「住宅とは住むための機械」、「都市は道具である」という声明に端的に示されるように、機能主義＝合理主義的都市計画という点に求められよう。しかし、そうした思考からは、市民によつてそれぞれ異なる、都市への多様な欲求は脱落せざるをえない。また、近代都市計画の課題は、あるべき都市の普遍的・客観的法則の発見とその適用といふことになるが、これは必然的に都市計画をエキスパートにゆだねることになる。都市計画への住民参加は不用である、いやむしろ、合理的都市計画の実現を妨げるものとして否定されるのである。わが国の都市計画がきわめて強権的であるのは、民主主義の不成熟のためであるが、それが依拵する近代都市計画といふパラダイムに根ざしていることも見落としてはならない。住民参加が内在的要請となるような都市計画のパラダイム・シフトがなされてはじめて、眞の住

民参加は実現しうるのである。また同時に住民参加が、単に手続の民主化という価値をもつだけではなく、都市の質をつくり上げていく上で、積極的役割をはたすことになるのである。

二 住民参加

今回、これまでの区画整理の問題がもつとも増幅されであらわれたのは、計画決定段階における住民参加の欠如である。震災の二ヵ月後、兵庫県は建築規制を継続するためという口実で、区画整理および被災市街地復興特別措置法にいう復興推進地域の都市計画決定を強行した。地域が壊滅し、住民が一〇二割しかいない状況で、説明会もなく、また神戸市などは市役所一ヵ所で縦覧をおこなつたのみで計画決定してしまった。たとえば芦屋市でみられたように、こうした強権的やり方に住民が激怒して、訴訟を起こす動きも出たほどである。

こうした批判に対しても、今回は非常事態であり、被災地の速やかな復興のためにはやむをえない措置であるというのが当局の弁明である。これを支持する人も決して少なくない。しかし、問題をスピード重視か民主的手続き重視かというレベルに解消してはならない。この対立の背後には、都市計画の理念をめぐる根源的

な対立が横たわっている。端的に言えば、先に述べた近代都市計画の理念に立つか、それともまちづくりの立場に立つかという対立である。前者の立場に立てば、こうした非常時には、住民参加という儀式を排除して、速やかに復興するところが善ということになろう。しかし、後者のまちづくりの視点に立てば、住民参加の原則は震災復興という非常時の中でも重要な意味をもつてゐる。住民の要求をとりいれずして、住民が希求するようまちづくりのビジョンは描けえないからである。

今回、まず行政として手を打つべきは、再居住の促進であり、地域ないしはその周辺に居住の場所を保障し、日常生活に復帰させ、まちづくりについて日常生活に話し合える条件をつくり出すことであつたはずである。この点の重要さは、やはり震災復興区画整理が計画決定されている、淡路の北淡町を訪れたとき実感した。同町では、避難所が地域のすぐそばにあるため、町には活気があり、まちづくりをめぐる議論もなかなか活発である。

こうした批判に対しても、今回は非常事態であり、被災地の速やかな復興のためにはやむをえない措置であるというのが当局の弁明である。これを支持する人ははじめて、都市計画が住まいを中心とした個々人のさまざまな問題と接点を持つことを確認できるのであり、都市計画にどう明らかにされず、区画整理や再開発、地区計画といった手法が一方的に、計画決定されてしまったわけである。

実は、これまでの通常の区画整理自体が、こうした住民無視のやりかたとそれほど距離があるわけではない。プランは

くるのである。生活再建の展望が切実な課題になつている状況のもとでは、通常の都市計画の場合以上に、集中的に、高密度の議論を進めていくことも可能にならう。実際、西須磨や六甲道駅南地区など多くの地域で、ボランティアの助力を得ながら、住民は短期間で、自分たちの復興プランをつくりあげた。もし行政がこうした住民の力に依拠するならば、住民の支持を得るようなプランを短期間にとりまとめるることは、決して不可能ではないのである。

こうした対応は今回でも、文字どおり特別措置法を活用すれば、決して不可能ではなかつたはずである。同法によれば、復興推進地域に決定されれば、建築制限は二年間継続され、その間に、マスター・プランを作成し、それにそつて個別の事業をすすめていくという手はずになつてゐる。二年間の間に応急的な住宅の手当をしつつ、地域の都市計画課題に応じた都市計画手法の選択を含め、住民合意のプランを作成していくこともできたのである。ところが、計画内容はほとんど明らかにされず、区画整理や再開発、地区計画といった手法が一方的に、計画決定されてしまつたわけである。

住民はこうした議論への参加を通じてはじめて、都市計画が住まいを中心とした個々人のさまざまな問題と接点を持つことを確認できるのであり、都市計画に協力しようという内発的欲求も生まれて

行政がつくり、それが住民に、一方的に押しつけられるという構造は同じである。区画整理に即して具体的にいえば、行政は建設省と補助金の交渉をおこなうため、都市計画決定以前に、地区マスター・プランを検討し、事業計画に相当する具体的なプランを作成する。しかし、これは住民はおろか、議員が要求しても見せることはほとんどない。そして、区画整理施行区域と都市計画街路を示すだけで、都市計画の決定を強行してしまうというのが一般的なやりかたである。九割の反対意見書が出されても、計画決定が強行される例は決してめずらしくないのである。

もちろん、都市計画法および土地区画

整理法においては、公聴会、縦覧・意見書の提出、区画整理審議会といった形で、住民参加の機会はさまざま保障されている。しかし、それはあくまで都市計画の決定権は、公権力側にあるという前提のもとにおいてである。住民参加の概念として、計画作成へのそれが決定的に欠如しているわけである。法の中に、不可欠の手続として計画策定への住民参加が、明示的に書き込まれるべきである。

なお、こうした住民参加を考えると、区画整理審議会は一つのヒントになる。これは地域住民の互選によって構成される住民参加の機関である。ただ、現

行の区画整理審議会は換地審議会に矮小化されてしまっている点で、また借家人を排除している点で限界があるが、他の都市計画手法にはみられない、すぐれた制度である。そこで、区画整理審議会にない、まちづくり審議会を制度化するというアイデアが考えられる。都市計画決定前に、現行の区画整理審議会からは排除されている借家人を含め、互選によつてまちづくり審議会を構成し、都市計画の手法の選択を含めたまちづくりの全般にわたる課題を検討するのである。都市計画決定後は、一定の改組を加え、事業実施プロセスにおける住民参加の機関に移行させる。もしこうした仕組みが作り上げられていたとしたら、非常時といえども、住民参加を保障するため、もつと柔軟な対応を取り得たであろうと思われるのである。

三 計画・事業内容

今回の震災復興区画整理はその計画および事業内容からみても、きわめて大きな問題を含んでいる。

第一はなぜ区画整理なのかという点である。神戸市の場合、五つの区画整理施行地区の内、二地区は区画整理施行済み地域であり、残り三地区は耕地整理が施行された地区である。重ねて区画整理を行の区画整理審議会は換地審議会に矮小化されてしまっている点で、また借家人を排除している点で限界があるが、他の都市計画手法にはみられない、すぐれた制度である。そこで、区画整理審議会にない、まちづくり審議会を制度化するというアイデアが考えられる。都市計画決定前に、現行の区画整理審議会からは排除されている借家人を含め、互選によつてまちづくり審議会を構成し、都市計画の手法の選択を含めたまちづくりの全般にわたる課題を検討するのである。都市計画決定後は、一定の改組を加え、事業実施プロセスにおける住民参加の機関に移行させる。もしこうした仕組みが作り上げられていたとしたら、非常時といえども、住民参加を保障するため、もつと柔軟な対応を取り得たであろうと思われるのである。

第二は減歩や清算金の問題である。震災復興区画整理では平均減歩率は一桁、つまり一〇%未満に押さえることが、非公式に表明されている。平均宅地規模が二〇坪にも満たない市街地では、これでも減歩はきついといえるが、従来の既成市街地における区画整理の平均減歩率が二割を越えていることをおもえば、改善されたことはあきらかであろう。しかし、問題は零細権利者に対する減歩・清算金の取扱である。はじめに述べたように、彼らにこうした負担を求めるることは正當ではない。これまで区画整理の住民運動が要求してきた減歩・清算金の减免措置を認めるべきであろう。減歩の减免については、たとえば西宮市森田地区で九〇平方メートル以下は減歩をゼロにすることが打ち出されているが、他の多くの地区では公には発表されていない。清算金の減免についてはいずれの地区でもふれられていない。被災地には高齢者が

することは不条理というほかない。実際、区画整理施行済み区域では、街路の拡幅や防災公園をつくる程度である。これでは何のための区画整理か、住民から疑問の声があがつても不思議ではない。こうした基盤整備が済んでいる地域では、むしろ住宅供給と結合して、地区計画等他の手法をきめ細かく重ねていくことが効果的といえるのである。

第二は減歩や清算金の問題である。震災復興区画整理では平均減歩率は一桁、つまり一〇%未満に押さえることが、非公式に表明されている。平均宅地規模が二〇坪にも満たない市街地では、これでも減歩はきついといえるが、従来の既成市街地における区画整理の平均減歩率が二割を越えていることをおもえば、改善されたことはあきらかであろう。しかし、問題は零細権利者に対する減歩・清算金の取扱である。はじめに述べたように、彼らにこうした負担を求めるることは正當ではない。これまで区画整理の住民運動が要求してきた減歩・清算金の减免措置を認めるべきであろう。減歩の减免については、たとえば西宮市森田地区で九〇平方メートル以下は減歩をゼロにすることが打ち出されているが、他の多くの地区では公には発表されていない。清算金の減免についてはいずれの地区でもふれられていない。被災地には高齢者が

